4　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する入院時食事療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～三　（略）

5　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する入院時生活療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～三　（略）

6　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～九　（略）

7　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項第一号イ(11)に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～六　（略）

8　第六条第一号ホからヌまで又はヲに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はヲに掲げる額（同号ヲに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万八千六百四十四円十五銭を超える場合は四万八千六百四十四円十五銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 ×0.3820＋673円74銭

ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九六九七六を超える場合は〇・〇九六九七六とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 0.000000756×　+0.002040

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万千六百六円四十五銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二三一二三七一四四五二に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

4　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する入院時食事療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～三　（略）

5　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する入院時生活療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～三　（略）

6　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する保険外併用療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～九　（略）

7　一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一～六　（略）

8　第六条第五号から第十号まで又は第十二号に掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される市町村に係る調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該各号に掲げる額（第六条第十二号に掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、四万八千六百四十四円十五銭を超える場合は四万八千六百四十四円十五銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数（以下「平均被保険者数」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該市町村の平均被保険者数 ×0.3820＋673円74銭

ロ　当該市町村の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九六九七六を超える場合は〇・〇九六九七六とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該市町村の平均被保険者数 0.000000756×　+0.002040

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万千六百六円四十五銭に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二三一二三七一四四五二に当該市町村の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）